中華人民共和国 商務部 御中

> 日本機械輸出組合 専務理事 倉持 治彦

# 「外国投資者による国内企業買収に対する安全審査制度実施に関する暫定規定」に関する意見について

日本機械輸出組合は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業及び商社、エンジニアリング会社等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業約265社です。

当組合のメンバーは、貴国における国内企業の買収に関する安全審査制度に大きな関心を持っていることから、この度意見・提案を募集されている「商務部公告 2011 年第 8 号 商務部の外国投資者による国内企業買収に対する安全審査制度実施に関する暫定規定」(以下「暫定規定」という)に関し、下記のとおり、意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

世界的に工業製品・部材・ソフトウェアについて軍事用と民生用との汎用性が高まっている現状にあって、この度貴国が新たに導入した「外国投資者国内企業買収安全審査制度」が、かかる製品を製造・貿易を行う外国投資者に対し高度の不確実性に直面することを強い、国内企業と比較して不利な立場に置くことがないように、当該制度の規定及び運用においてすべての内外企業並びに関係する当局にとって透明性が確保され、外国投資者に予見可能性を与えるものとなることを強く望むところであります。

#### 1 第1項について

本暫定規定の前提として本年 2月3日に公布された「外国投資者による国内企業買収に対する安全審査制度の確立に関する通知」(以下「通知」という)において安全審査の適用対象となる取引範囲が明確でなく、また、本暫定規定においても明らかにされていないため、さらなる細則等を設け、より客観的・明確な基準を設けて頂きたい。

かかる安全審査適用対象となる取引範囲が不明確な規定に基づいて、「暫定規定」の第1項において外国投資者は「通知」の規定により明らかになった安全審査の対象となる国内企業の 買収を実施する場合、商務部に安全審査申請を提出しなければならないと義務付けることは、 外国投資者に高度な不確実性を強い、過剰な申請に駆り立てるおそれがある。

#### (補足説明)

当該「通知」に記載されている買収安全審査の対象範囲は、外国投資者による国内の軍需産業及び軍需産業関連企業、重点・敏感軍事施設周辺企業並びに国防安全に関わるその他の単位の買収、外国投資者による国内の国の安全に関わる重要農産品、重要エネルギー及び資源、重要インフラ施設、重要運輸サービス、基幹技術、重大設備製造業等の企業の買収であって、実質支配権を外国投資者が取得する可能性のあるもの、とある。この規定における「軍需」、「重点・敏感」、「重要」、「基幹」、「重大」、「実質的な支配権」という言葉だけでは、買収安全審査の適用範囲が不明確となっている。たとえば、「通知」において、審査対象となる取引に、中国国内の「重要な」農業製品・設備製造に関係する企業の資産買収で、かつ外国投資者が「実質的な支配権」を取得するもの等とされているが、「重要」性の基準につき定めが無く、また「支配権」についても、持分50%未満の取得の場合も含まれる(「50%未満の取得だが、董事会の決議に重大な影響を与えることができる」等)となっており、不明確である。

## 2 第5項について

「申請書類受理の通知を受けた後、15 業務日の間、申請人は国内企業買収(M&A)取引を実施することはできない。但し、申請書類提出後 15 業務日以降も商務部より受理の通知や書面による何らかの告知がない場合は、申請人は法律法規に基づき関連する手続きを開始することができる」とあるが、この「関連する手続き」とは、M&A 取引に必要な手続きを進めることができると理解してよいか。

## 3 第6項について

「商務部は合同会議の審査所見を受け取った後、5業務日以内に申請人及び地方商務主管部門に書面にて通達する」とあるが、地方商務主管部門に結果が通達される場合も、申請人は5業務日以内に通達を受けられると考えてよいか。

## 4 第8項について

第三者による安全審査申立てが可能とされているが、申立て可能な期間等の定めが無いため、第三者の申立てにより審査日程の遅延や、いったん完了した取引の撤回を求められる等の可能性も考えられるため、申立て可能期間を設定すべきと考える。

## 5 第8項について

全国レベルの業界団体や同業企業、川上・川下企業の第三者による「国内企業買収安全審査の実施に関する建議書」の提出を可能としているが、濫訴の弊害や虚偽又は誹謗中傷を目的とする建議書をなくすために、建議者にその主張に関する立証責任と、虚偽・誹謗中傷等の場合に罰則を科すことも有効と思われる。

以上